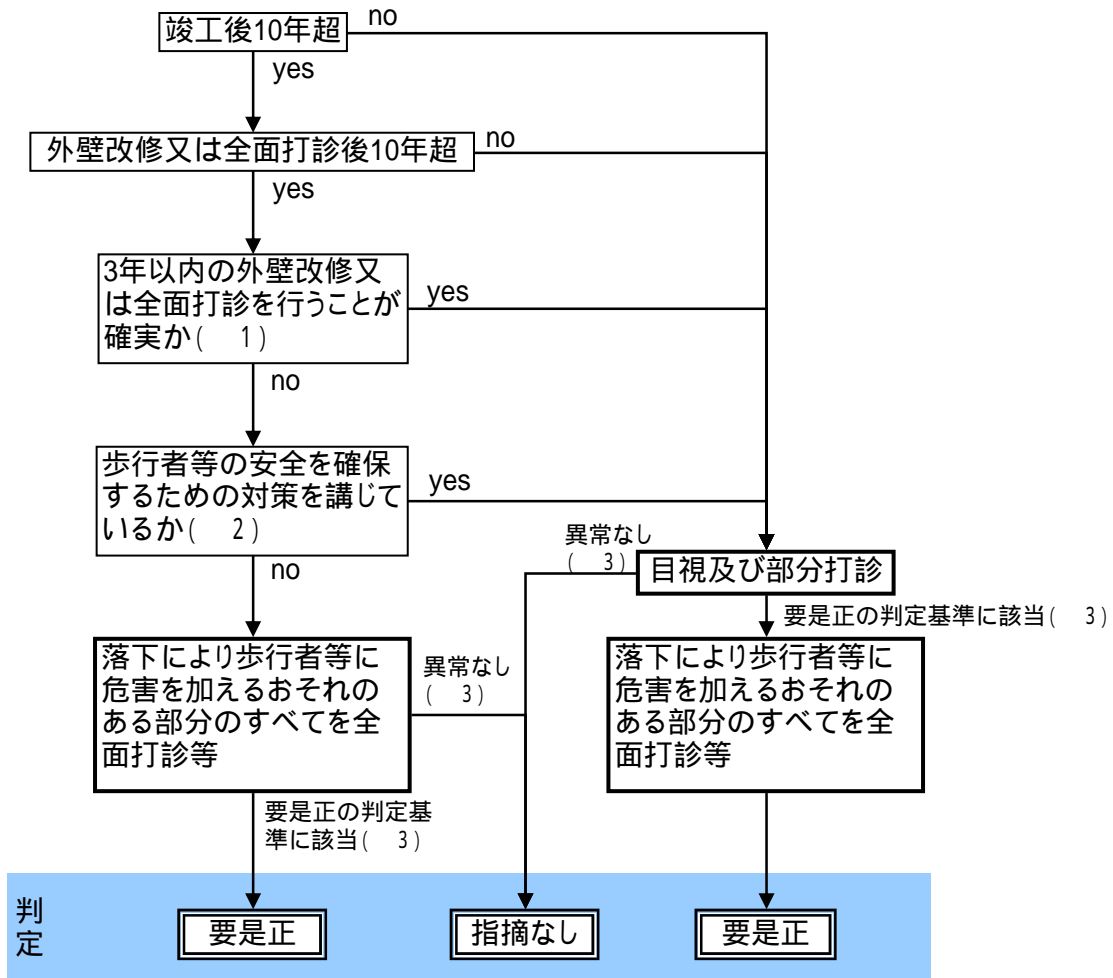


# 建築物外部のタイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況に関する調査について

## 調査及び判定のフロー



1 例えば建築基準法第8条第2項の規定による維持保全計画等において外壁改修又は全面打診等の時期が明確にされており、かつ、これまでも当該維持保全計画等に従って外壁改修又は全面打診等が行われている場合を言います。

なお、改正省令等の施行(平成20年4月1日)後初回の調査に限り、次回調査までに全面打診等を実施する意志が確認できた場合は、3年以内の外壁改修又は全面打診が確実であるとみなします。この場合は、調査結果表の「特記事項」の欄にこの旨を記載してください。

2 バリケード、落下物防護ネット張りなどがある場合

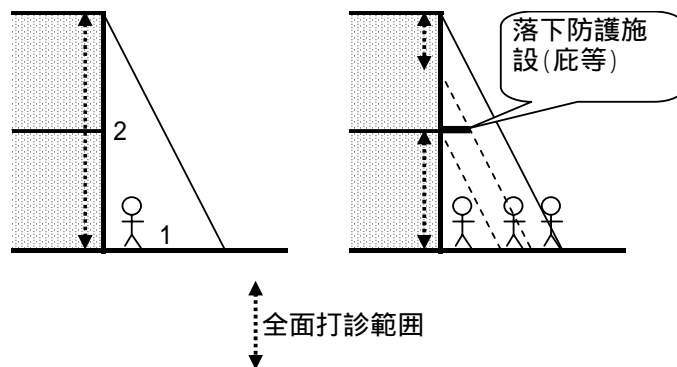
ただし、これらの対策は、応急的なものであるため、なるべく早期に全面打診等の実施により安全を確認し、必要に応じて、外壁改修又は壁面直下における鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防護施設(屋根、ひさし等)の設置等の措置を講じることが望まれます。

3 要是正の判定基準

外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること

落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分とは

- ・当該壁面の前面かつ当該壁の高さの概ね1/2の水平面内に、公道、不特定又は多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有するもの。
- ・ただし、壁面直下にRC、S造等の強固な落下物防護施設が設置され、または植込み等により、影響角(タイル等の剥落の危険のある外壁の各部分について、縦2、横1の割合のこう配で引き下げた斜線と壁面のなす角)が完全にさえぎられ、被災の危険がないと判断される部分を除くものとする。



「目視及び部分打診」と「全面打診等」の間隔の例

	報告周期	竣工後の年数経過																		備考		
		0年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年		26年	
例1	3年ごと 目視及び部分打診																					12年目に全面打診が行われている場合、全面打診後10年を超える24年目には全面打診が必要
例2							全面改修予定															

凡例 : 定期調査(目視及び部分打診、ただし異常が認められた場合は全面打診等)  
 : 定期調査(全面打診等)